

はまだお魚市場レンタルスペース利用規則

本規則は、株式会社第一ビルサービス（以下「当社」という。）が運営する島根県浜田市の山陰浜田港公設市場「はまだお魚市場」（以下「はまだお魚市場」という。）のレンタルスペースを利用するために必要な事項について定める。

第1条（利用者）

1. このレンタルスペースを利用できる者は、事前に本規則を承認のうえ、レンタルスペースの利用を希望する個人及び団体で当社が利用を認める者（以下「利用者」という。）とする。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、レンタルスペースの使用を許可しないものとする。
 - (1) 未成年者のみで使用するとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものと認められるとき。
 - (3) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 施設を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがあるとき。
 - (6) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
 - (7) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うものであると認められるとき。
 - (8) 前各号のほか施設管理上支障があると認められるとき。

第2条 (利用時間)

1. レンタルスペースを利用できる時間は、9:00～21:00 までとする。
2. 1 コマ 1 時間単位で利用できるものとする。
3. 当社の判断で入場制限や利用時間の短縮がなされた場合、これに従うものとする。
4. 本人が延長を希望して次の時間帯が空いている場合は、1 時間単位で延長料金を支払い延長利用できるものとする。
5. 利用時間は予約時の時間帯とし、利用者都合により短縮する場合も予約した際の時間帯分の料金を支払う。
6. 商業棟休館日の貸出は不可。

第3条 (利用料)

レンタルスペースの利用料は 1 時間毎に 500 円 (税込) とする。

第4条 (利用時の手続き)

利用者は以下の手続きを経てレンタルスペースを利用するものとする。

1. 利用者は利用 1 週間前までに、はまだお魚市場事務所にて電話及びメール又は来館し申請する。
2. 利用前に商業棟 1 階レジにて清算し、必要事項を記入した申込書を提出する。
3. 終了時間より原状回復を行い (備品等の収納及び清掃・消毒)、商業棟 1 階レジスタッフへ退館を申告する。ゴミについては原則持ち帰る。

第5条 (利用の予約)

原則、利用予約は 3 ヶ月前より受け付けるものとする。ただし当社主催又は共催のイベントなど、当社が予約を認める場合はこの限りではない。

第6条（費用の負担）

レンタルスペース等の使用に伴う費用その他の通常必要となる経費は、使用者が負担しなければならない。

第7条（許可の取消し）

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 災害対策など緊急でレンタルスペースを使用する必要性が生じたとき。
- (2) 第1条第2項各号に該当する使用であることが判明したとき。
- (3) 使用者が不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用者が本規則又は許可の条件に違反したとき。
- (5) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (6) 使用者が故意又は過失によりレンタルスペースを荒廃させ、又は毀損したとき。
- (7) 使用者が正当な理由なく当社の指示に従わないとき。
- (8) その他特別な事情により当社が必要と認めるとき。

2. 使用者は、使用許可の取消し又は変更によって生じた損害の賠償を請求することができない。

第8条（転貸禁止等）

1. 使用者は、レンタルスペースの使用権を転貸し、又は担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

2. 使用者は、レンタルスペースの現況、使用の目的又は使用の態様を変更してはならない。

第9条（原状回復）

1. 使用者は、使用許可に係る期間の終了までにレンタルスペースを遅滞なく原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により使用許可が取り消され、又は変更されたときも、同様とする。
2. 使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、当社がこれを施行し、その費用は使用者から徴収するものとする。

第10条（損害賠償）

利用者が、当社およびレンタルスペース、その他第三者に損害を与えた場合、直ちに当社にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第11条（禁止事項）

1. 多目的室の利用に関して、利用者が以下の行為を行うことを禁止するものとする。
 - (1) 当社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為。
 - (2) 当社もしくは第三者に対する脅迫行為または不利益、損害等を与える行為。
 - (3) 当社または第三者になりすます行為。
 - (4) 当社もしくは第三者の信用または名誉を毀損する行為。
 - (5) 性的・差別的・暴力的な発言をはじめとする、第三者に不快感を与える行為。
 - (6) 公序良俗に反する発言または行為。
 - (7) ストーカー行為またはストーカー行為に類似する行為。
 - (8) 本規約もしくは各種法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為。
 - (9) 管理者の事前許可のない募金活動その他の慈善活動。
 - (10) 政治目的、宗教目的等の活動またはこれらに類似する行為。

- (11) 当社から事前に承認を得ていない、商業用の広告宣伝を目的とした情報を開示または掲載する行為。
- (12) 当社から事前に承認を得ていない、営利目的の物品販売やサービス等の提供。
- (13) 自己または第三者の個人情報をみだりに公開する行為または第三者の個人情報を収集する行為。
- (14) 第三者を別サービスに誘導する行為。
- (15) レンタルスペースの壁や床など躯体及び内装を棄損する行為。
- (16) 当社または第三者を利用して本条に定める禁止事項を行う行為。
- (17) 当社以外の第三者を利用して、本規約の定め反する事項を実現する行為。
- (18) 本条に定める禁止行為の教唆行為または幫助行為。
- (19) 本条に定める禁止行為を行う準備であると当社が判断する行為。
- (20) 虚偽の利用申請を行う行為。
- (21) 喫煙、ペットの同伴、危険物の持ち込みを行う行為。
- (22) その他、当社のサービスの提供を妨げると判断する一切の行為。
- (23) その他、当社が不適切と判断する行為。

- 2. 第1項で定める禁止事項に違反した場合、以降の利用申請を一切受け付けず、これにより発生した損害については第10条に準ずるものとする。

第12条 (本規則の変更)

当社は、当社が必要と認めるときに、利用者の一般の利益に適合する場合または本規則の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規則を変更することができる。この場合、当社は変更後の本規則の内容及び変更の時期を当社ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、利用者がレンタルスペースを利用した場合には、利用者は本規則の変更に同意したものとする。

第 13 条（個人情報の取り扱いに関する事項）

個人情報の取り扱いについては、別途「プライバシーポリシー」で定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。